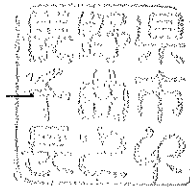


千曲市告示第86号

千曲市手話通訳者・要約筆記者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月24日

千曲市長 小川 修



千曲市手話通訳者・要約筆記者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市手話通訳者・要約筆記者派遣事業実施要綱（平成15年千曲市告示第54号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「

② 交通費	交通公共機関：電車・バス(区間 ～) 円
	自家用車 円×往復走行距離 km = 円(1円未満切捨て) 普通自動車10km・軽自動車15km
	手当総額 ①+②=合計 円

」を

「

② 交通費	交通公共機関：電車・バス(区間 ～) 円
	自家用車 往復最短距離 km× 円= 円(1円未満切捨て)
	高速料金 円
	駐車料金 円
手当総額	① + ② = 合計 円

」に、

備考 自家用車の車賃の算定については、千曲市職員の旅費に関する条例第14条に準ずる。

」に、

「 千曲市長 様 (宛先) 千曲市長
」を 「」に改める。

附 則

この告示は、令和6年5月24日から施行し、この告示による改正後の千曲市手話通訳者・要約筆記者派遣事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。